

住民投票制度

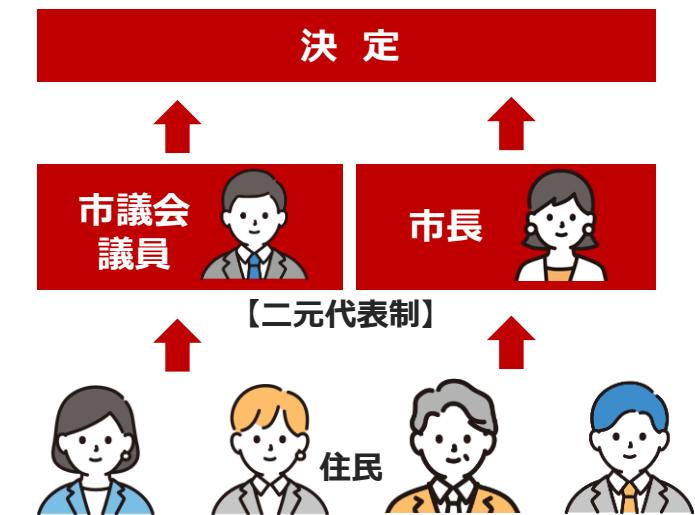
日本の地方自治制度は、憲法及び地方自治法において、議会の議員と自治体の首長を住民が直接選挙で選ぶ「二元代表制」、選挙で選ばれた代表者が、住民に代わって市政の重要事項などを決める「間接民主制」が採用されています。

住民投票は、間接民主制を補強するための直接民主制の要素を取り入れた制度です。



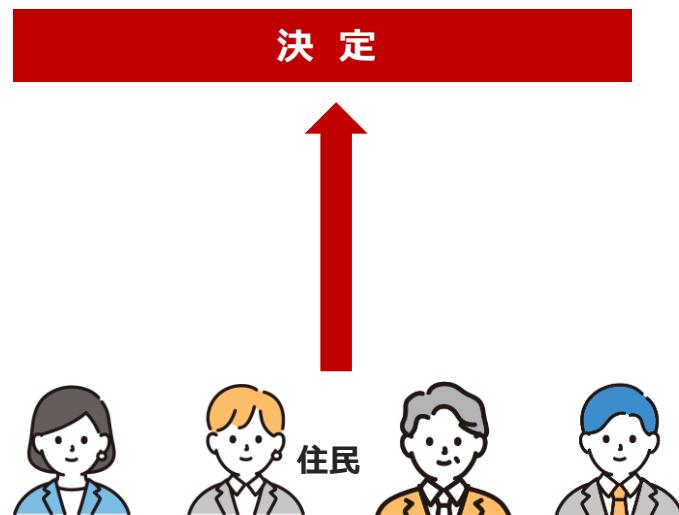
日本の地方自治制度の基本

間接民主制



選挙で選ばれた代表者に市政運営を委託することで、間接的に民意の反映を図る仕組み。
例) 予算や条例、計画の策定

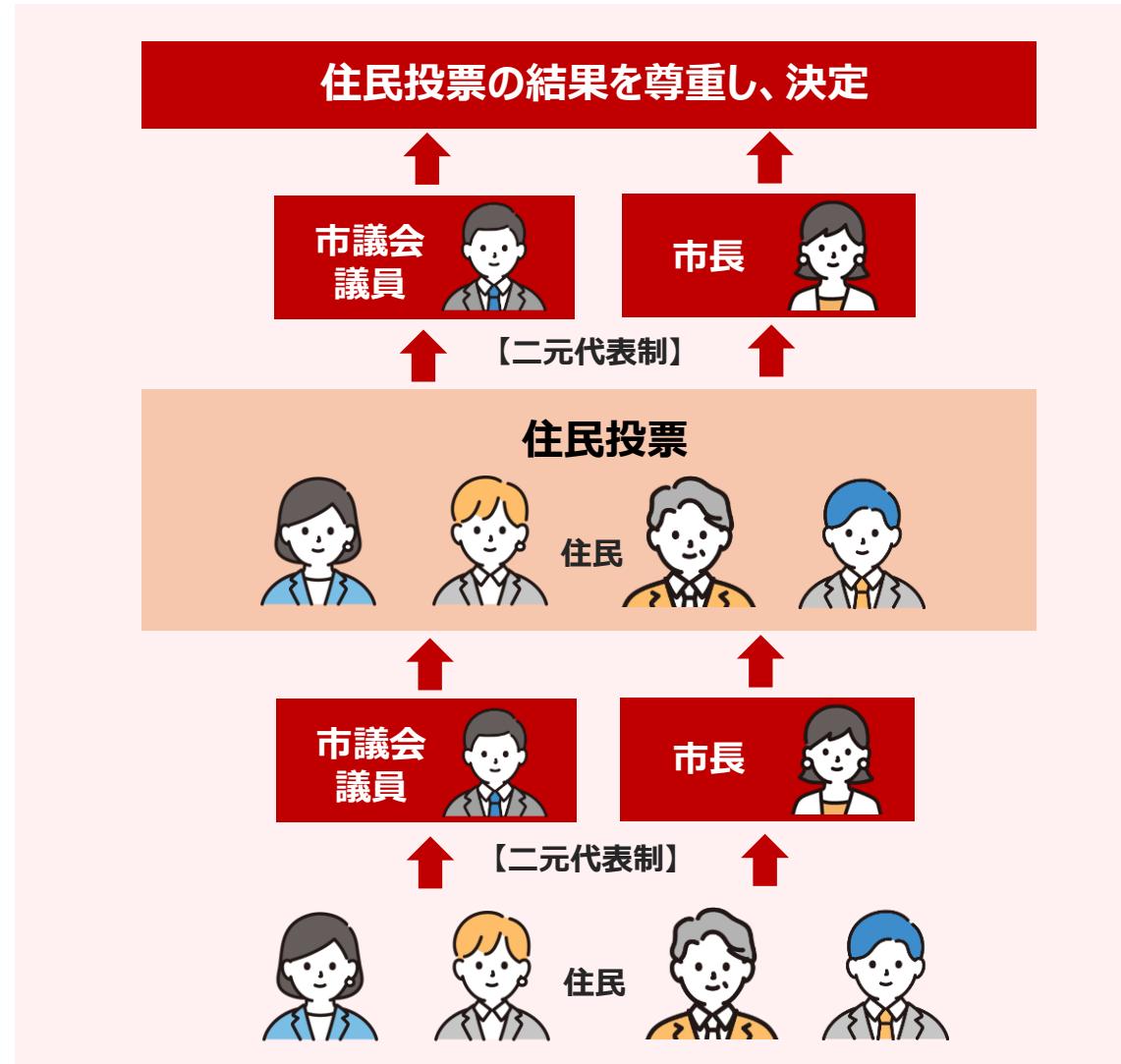
直接民主制



住民の意向が直接反映される仕組み。
例) 法に基づく選挙など

条例に基づく住民投票制度

間接民主制に直接民主制の要素を取り入れた制度。



住民投票の種類

① 憲法や法律に基づき実施されるもの

- ・選挙の結果や議会の解散など、住民投票の結果に拘束力がある

② 自治体の条例に基づき実施されるもの

【常設型】

あらかじめ要件などを定めておく
(全事案に共通)

【個別型】

個々の状況に応じ要件などを定める
(事案ごと)



- ・間接民主制の原則から、住民投票の結果に法的拘束力なし
- ・投票結果を尊重し、長・議会がその実施を判断

【常設型】による住民投票のながれ

- ❖ 常設型の場合、条例で投票実施に係る要件が定められています。

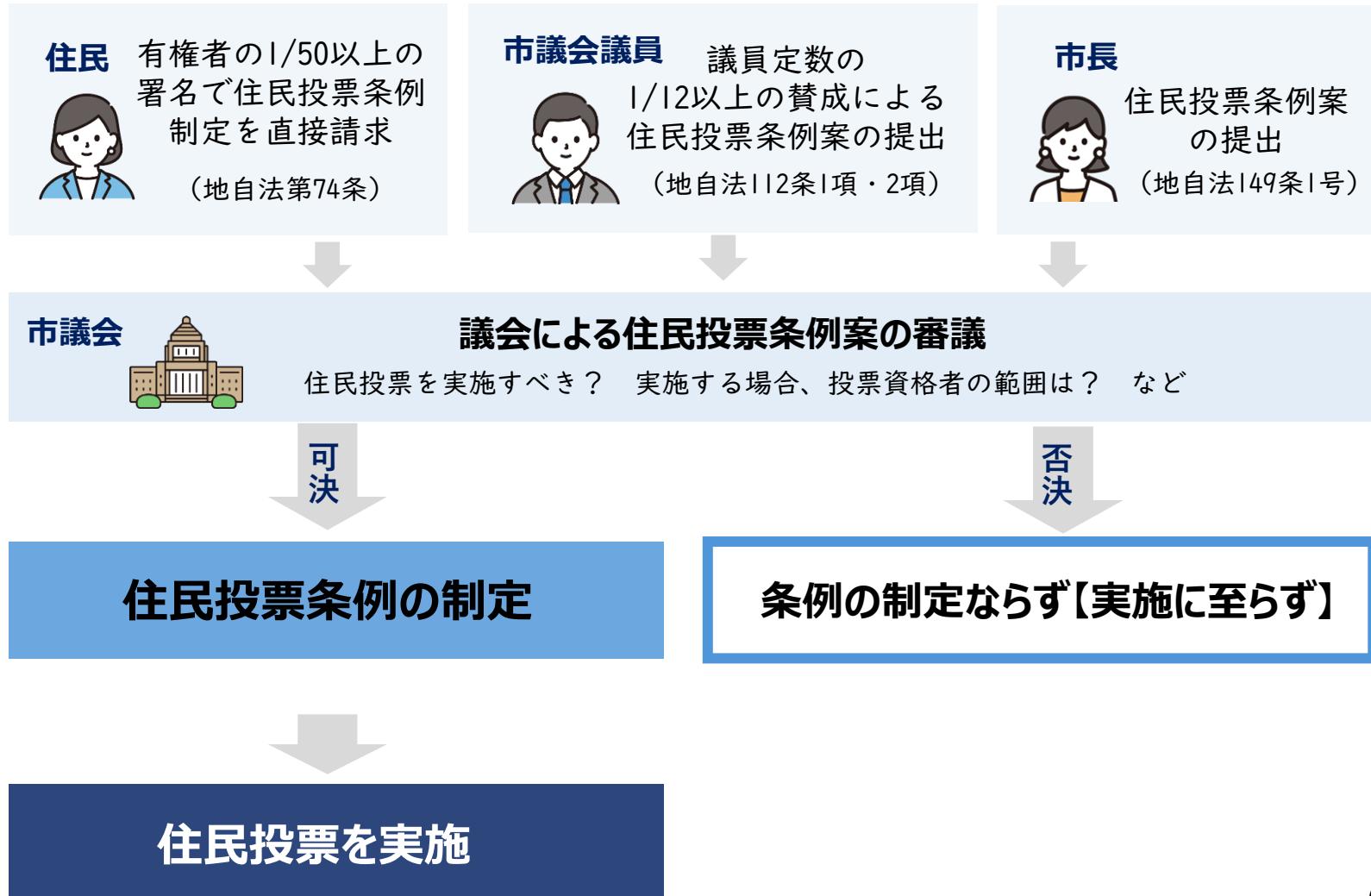


投票資格者の1/●以上の
署名による投票実施の請求



住民投票を実施

【個別型】による住民投票のながれ



常設型・個別型の特徴

【常設型】



【個別型】

●分の1以上の署名が集まれば
住民投票を実施できる。

※住民投票条例検討委員会の答申は8分の1

50分の1以上の署名が集まれば
住民投票を実施するための条例
案を請求できる。

あらゆる課題に対して
投票権者や必要署名数など
等しい要件となる。

事案に応じ投票権者などの
要件を定めることになる。

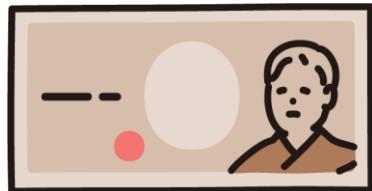
投票権者や開票要件などに対する考えが個人
によって異なることから、制度の制定までに
一定のハードルがある

【参考】明石市の選挙人名簿登録者数=約252,000人
50分の1=約5,000 8分の1=約31,500 6分の1=約42,000

住民投票に係る必要経費

住民投票は選挙に準じて実施されることから、選挙に要する経費と同額の約7,000万円/回が見込まれます。

※住民（約30万6,000人） 1人あたり約230円/回



明石市の住民投票制度の検討



本市では、平成19年度の自治基本条例検討委員会で様々な角度で検討された結果、自治基本条例第14条において、住民投票に係る規定が整備されました。【主な意見↓】

常設型	個別型	反対
<ul style="list-style-type: none">何があるかわからないというのが変革の時だと思うので、自治基本条例に盛り込み、常設型とする方が良い。必要とされるときに迅速に住民投票を実施できるように、常設型が望ましい。議会が否決すれば住民投票できないので、常設型が必要。常設型の方が市民主体の自治基本条例の趣旨に沿っている。市民の意向を10割議会で反映することはできないため間接民主主義だけでなくその他の手立てを残すべき。	<ul style="list-style-type: none">非常時の具体事案が発生した場合に住民投票は実施されるため、個別型で足りるのではないか。行政と議会に責任を一定持たせる必要がある。市民参画のやり方の一つとしては設けておくべきと思うが、個別案件型で良いと思う。間接民主主義であり市民の代表として議員がいる。重大案件を決定する場合、短期間で判断することではなく、議員の意思の中に市民の声が反映されているため、個別に議決の必要な個別型が望ましい。	<ul style="list-style-type: none">市民においては住民投票が必要になるという問題が起きるかどうかというと、生活できる基盤は備わっているので、わざわざ条例に盛り込む必要はない。法に基づき市長や議会は実施できるわけだから、自治基本条例に規定する必要はない。市長への陳情、議会での請願など、間接民主制を補完できる制度がすでにある。市民の声を聴く制度も増えてきているので、改めて住民投票を規定する必要は無い。

明石市の住民投票制度の検討

間接民主制を原則とし、市長と議会が決定することを前提に、市民が直接意向を示すことができる制度を担保し、「迅速性」「安定性」「住民自治の充実」等が図られることから



常設型を想定した規定として整備



— 自治基本条例 —

(住民投票)

第14条 将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、住民投票を実施しなければならない。

- 2 市長等及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 3 住民投票の発議要件、請求手続、投票に付すべき事項、投票の資格要件、実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

自治基本条例制定後の住民投票制度の経緯

平成25年1月7日	パブコメ実施①（条例化について） 653件
平成25年8月21日	住民投票条例検討委員会設置 11回開催
平成26年2月1日	パブコメ実施②（中間まとめについて） 55件
平成26年2月23日	フォーラム（中間まとめ報告）70名参加
平成26年10月10日	住民投票条例検討委員会答申（必要署名数1/8、定住外国人○）
平成27年10月1日	パブコメ実施③（条例案について） 18件
平成27年12月議会	条例案提案①（必要署名数1/6 定住外国人○） → 否決
令和2年3月議会	条例案提案②（必要署名数1/8 定住外国人×） → 否決
令和3年9月議会	条例案提案③（必要署名数1/6 定住外国人×） → 否決 議員修正案（必要署名数1/8 定住外国人○） → 否決

【否決された主な意見】



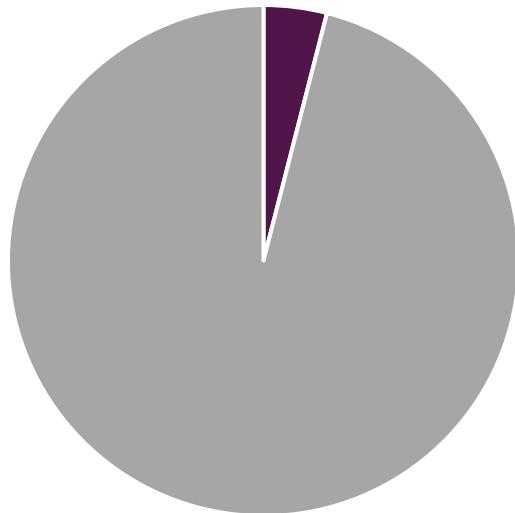
- 直接請求に基づく個別型の住民投票制度があるため、常設型の必要性を感じない
- 間接民主制度を尊重すべきである

→各論（必要署名数や投票権者など）において様々な考えがある

全国の常設型住民投票条例の状況

- 設置している自治体 70 (約4%)
- 設置していない自治体 約1700

(R7.6 総務課調べ)



- 都道府県** 1 (鳥取県)
- 指定都市** 3 (川崎市、広島市、北九州市)
- 中核市** 3 (川口市、豊中市、長崎市)
- 一般市町村** 46市 15町 2村
(丹波篠山市、宍粟市ほか)

【参考】常設型住民投票条例により、住民発案により住民投票が実施された自治体 = 4

うち、有効に投票が成立した自治体 = 1 (丹波篠山市)

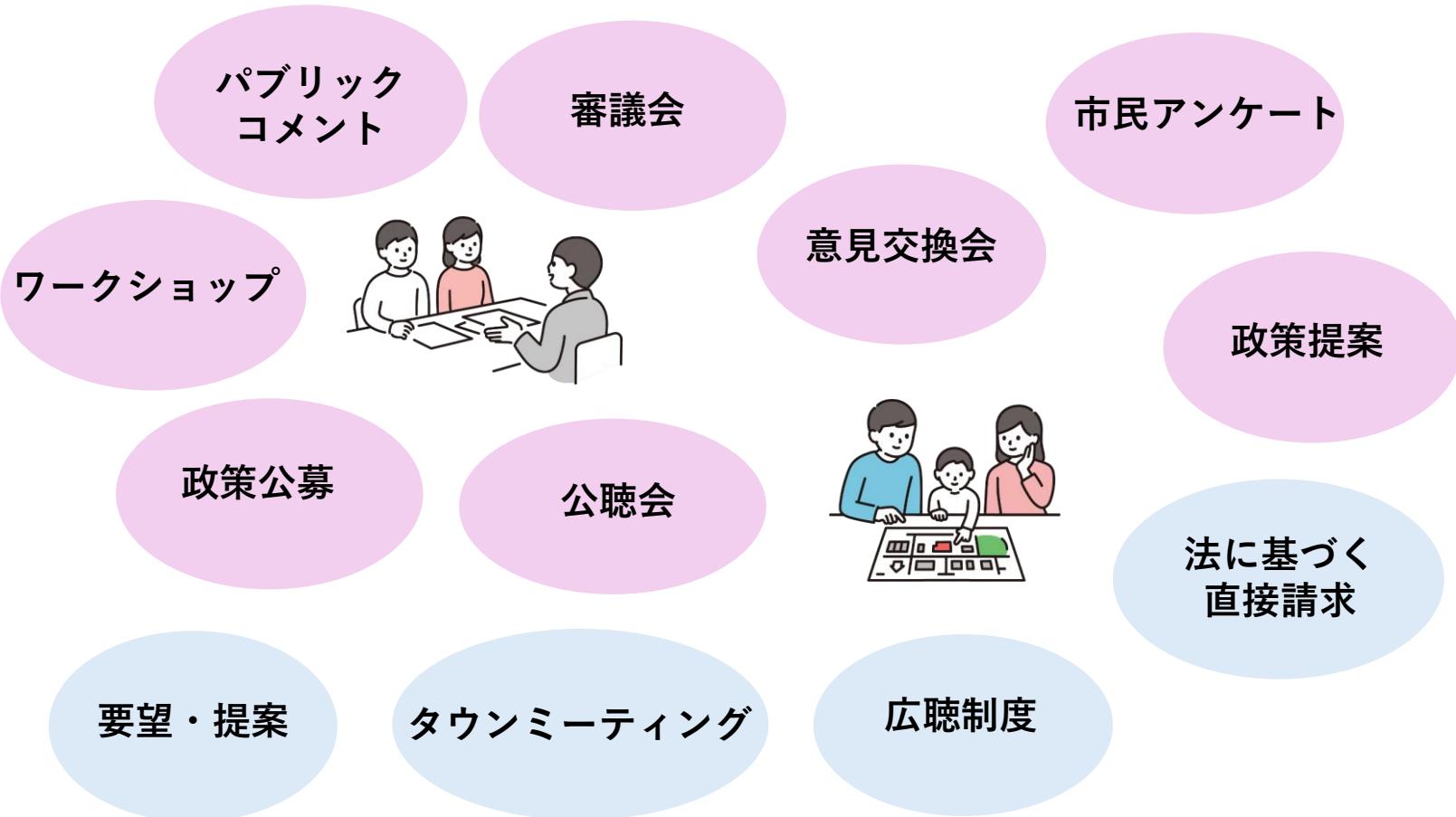
常設型住民投票条例に基づく近年の事例

	高浜市 (2016年)	輪島市 (2017年)	丹波篠山市 (2018年)
案 件	中央公民館 取り壊しの賛否	産業廃棄物最終 処分場建設の賛否	市名変更の賛否
必要署名数	1／3	1／6	1／5
開票要件	投票率5割	投票率5割	投票率5割
投票結果	開票せず	開票せず	賛成：約14000 反対：約11000
その後	施設機能を小学校体育館 の整備に合わせ移転	限界集落跡地へ施設建設	市長選挙と同日で開催。 2019年市名変更。

個別型住民投票条例に基づく近年の事例

		小牧市 (2015年)	所沢市 (2015年)	横浜市 (2021年)
案 件	新図書館建設の 賛否（議員提案）	学校へのエアコン 設置の賛否	I R誘致の賛否	
必要署名数	—	1/50	1/50 ※条例案否決	
投票結果	賛成：約25000 反対：約32000	賛成：約57000 反対：約30000	—	
その後	内容を見直し、 新図書館を建設	小中学校へのエア コンが整備	その後の市長選挙でIR誘 致の白紙を掲げた候補者 が当選し、今に至る	
備考	直接請求の条例案は否決 されたものの、議員提案 条例が可決され実施	—	—	

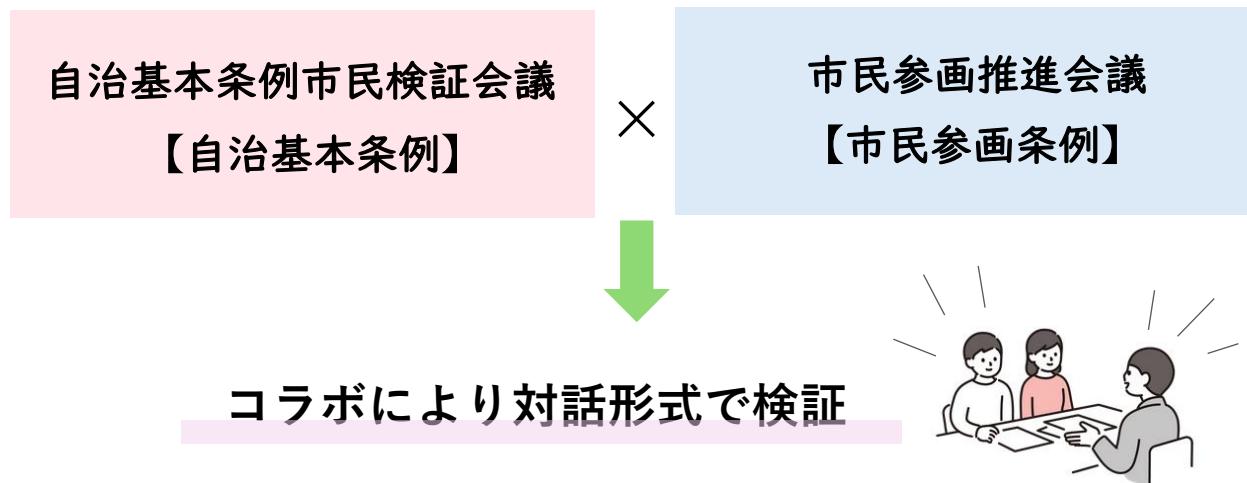
本市の市民の声を反映できる制度



■ 市民参画条例に規定する市民参画手法
■ その他の制度

検証の進め方

市民参画制度の1つである「住民投票」。
多様な立場の市民の視点や専門的知識を掛け合わせ、検証を進めます！



制度の概要と本市の経緯を踏まえ、
自治基本条例に基づく住民投票が必要か、本市にふさわしいかなどについて、
ご意見をお聞かせください。

自治基本条例市民検証会議

職務	氏名	所属・役職
会長	新川 達郎	同志社大学 名誉教授
副会長	丸山 敦裕	関西学院大学司法研究科 教授
委員	大野 美代子	市連合まちづくり協議会 副会長
〃	石井 美弥子	NPO法人ウエルネスハート 代表理事
〃	有年 麻美	弁護士
〃	崎野 雄生	公募市民
〃	堀内 徳真	公募市民

市民参画推進会議

職務	氏名	所属・役職
会長	田端 和彦	兵庫大学 教授 前・市民参画推進会議 会長
副会長	弘本 由香里	大阪ガスネットワーク株式会社 エネルギー・文化研究所 特任研究員
委員	金井 新太郎	市連合まちづくり協議会 副会長
〃	久保 美和	特定非営利活動法人多文化センターまんまるあかし 理事長
〃	森島 ちさと	市インクルーシブアドバイザー
〃	高馬 秀章	公募市民
〃	吉崎 恭子	公募市民
〃	松井 瞭汰	公募市民
〃	西岡 ゆき	公募市民

日本国憲法

(地方自治の本旨の確保)

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

(地方公共団体の機関)

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

地方自治法

(条例の制定又は改廃の請求とその処置)

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

(議会の設置)

第89条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

2 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

3 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

(議員の議案提出権)

第112条 普通地方公共団体の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たつては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

(事務の管理及び執行)

第148条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

(担任事務)

第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。

(1) 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

(2) 預算を調製し、及びこれを執行すること。

(3)～(8) (略)

(9) 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

